

雨水流出抑制施設の設置基準

町内における 1ha 未満の開発行為においては、次のとおり雨水流出抑制施設を設置するものとする。

1 雨水流出抑制施設

雨水流出抑制施設については、原則、浸透施設を設置するものとする。ただし、貯留施設及び貯留施設との併用もやむを得ないものとする。

なお、貯留施設からのオーバーフローの取扱いについては、排水先（道水路等）の管理者と協議すること。

2 浸透施設の浸透処理量

原則として浸透施設を設置する区域における 5 年に 1 回以上の確率で想定される降雨強度の雨水を処理することが可能な施設であることとし、算定方法及び構造は、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」の許可申請・届出手引を準用して算定すること。

3 浸透施設の浸透能力

（1）次のいずれかにより求めた値とする。

- ・ 開発区域内での現地浸透試験結果
- ・ 開発区域内のボーリングデータから求める室内土質試験結果

（2）（1）によらない場合は 0.1m/hr とすることができる。